

一般廃棄物収集運搬業許可証

古谷 等 様
(未来産業)

守谷市長 松丸 修 久



令和4年3月3日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、
守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第37条第6項の規定に
より次のとおり許可する。

業務の区分	収集・運搬
許可の期間	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで
取扱一般廃棄物の種類	事業系可燃ごみ・事業系不燃ごみ 家庭系一般廃棄物(遺品整理等により一時多量に排出されるものに限る) 特定家庭用機器再商品化法対象物(家電4品目)
営業の区域	守谷市全域
搬入先	常総環境センター 特定家庭用機器再商品化法対象物指定引取場所 (平和貨物運送(株)本社営業所)
使用許可車輛	つくば430あ3000
許可の条件	1, この許可証を他人に貸与し又は譲渡してはならない。 2, この許可証は許可期限が切れたとき又は不用になったときは、直ちに返却 しなければならない。 3, 法令・条例・規則及び上記事項に違反し又は市長の指示に従わないときは この許可を取り消すことがある。